

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

◆規則
◆告示

都市計画土地区劃整理区域内建築許可規則
学校教育法に基く私立各種学校の設置認可
計量器定期検査の実施

規則

目次

次

第四百八十二号 第十一条ノ二の規定による土地区劃整理区域内の建築許可の手続について定めることを目的とする。

（許可申請）

第二条 前条の許可を受けようとするものは、申請書（様式一）に次に掲げる書類を添え知事に提出しなければならない。

一 附近地の見取図

二 平面図（縮尺六百分の一）

（許可証）

第三条 知事は、前条の申請に基き許可したときは、許可証（様式二）を交付する。

（許可内容の変更）

第四条 許可を受けたものが工事完了前に許可を受けた事項について変更しようとするときは、その事由をして知事の許可を受けなければならない。

（目的）

鳥取県知事 西 尾 愛 治

昭和二十八年十一月一日

鳥取県規則第八十三号

都市計画土地区劃整理区域内建築許可規則

第一条 この規則は、都市計画法施行令（大正八年勅令

第五条 許可を受けたものは、許可を受けた工事が完成

したときは、完成届（様式三）を五日以内に知事に提出しなければならない。

（書類の経由）

第六条 この規則により知事に提出する書類は前条の完結届の外二部とし関係市町村長及び所轄土木出張所長を経由しなければならない。但し、鳥取都市計画事業は、鳥取市長及び鳥取火災復興事務所長を経由しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式一

申請者住所氏名	許可申請書
敷地の所在及び地積	
土地所有者住所氏名	新築
権利者住所氏名	建築

一 申請者住所氏名

二 敷地の所在及び地積

三 申請理由

四 建築物の種類、用途並びに建坪

種類 一用 用途 一建坪 坪間

五 工事着手及び完成年月日

成予定年月日 完成年月日 許可の日から日間

六 その他参考となるべき事項

右都市計画土地区劃整理区域内建築許可規則第二条により申請します。

年 月 日

申請者 氏

名印

鳥取県知事 氏 名 殿

換地計画に基く関係先の確認、証明又は意見

様式二

鳥 第 号 申請者

昭和 年 月 日附で申請の都市計画土地区劃整理区域内建築許可申請についてはこれを許可する。

年 月 日

鳥取県知事 氏 名 印

都市計画土地区劃整理区域内建築工事完成届

一 申請者住所氏名

二 建築の許可を受けた種類

三 用途

四 所在

五 摘 要

右都市計画土地区劃整理区域内建築許可規則第五条によりお届けします。

昭和 年 月 日

鳥取県知事 氏 名 殿

鳥 第 号 申請者

鳥取県告示第五百十九号

告 示

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四条及び

第八十三条の規定により私立各種学校の設置を次のように認可した。

昭和二十八年十二月一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

名 称 所 在 地 設置者 認可年月日

智頭洋裁学院 八頭郡智頭町大字智 安東光子 昭和二十一年十月十九日
赤崎文化学院 東伯郡赤崎町大字赤 住壽永 十一月二十四日
頭三三番地
赤崎
八
一
八
五
〇
番
地
東
伯
郡
赤
崎
町
大
字
赤
住
壽
永
二
十
四
日

鳥取県告示第五百二十一号

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第百四十条の規定により倉吉市の計量器定期検査を次のように実施する。

昭和二十八年十二月一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

昭和28年12月1日 火曜日 鳥取県公報

第2470号 4

検査期日

検査区域 検査場所

昭和二十八年
十二月七日

倉吉市の内前の倉吉町

明倫小学校

八日

九日

十日

十一日

十二日

十三日

十四日

十五日

十六日

十七日

十八日

十九日

二十日

廿一日

廿二日

廿三日

廿四日

廿五日

廿六日

廿七日

廿八日

廿九日

三十日

卅一日

検査時間は午前九時から午後四時までとする。

昭和四年 十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

印 發 行 鳥 取 県 鳥 取 市 東 町 取 所

刷 行 鳥 取 県 鳥 取 市 東 町 取 所

刷 所